

提出書類 状況届 2 配

それぞれの番号の中の、●印すべてをご用意ください。
被保険者からの申請に必要な書類ですので、かかる費用は被保険者の負担となります。

書類入手先

①	●直近の所得証明書、または住民税決定通知書(写)	市役所
②	●婚姻届受理証明書 ●直近の所得証明書、または住民税決定通知書(写)	市役所 市役所
③	●離職票 I・II(写)、退職証明書、社会保険資格喪失証明書、退職日が記載された源泉徴収票(写)のいずれか ●退職した前勤務先の給与明細書(写) 1カ月分 ●直近の所得証明書、または住民税決定通知書(写) ●退職後、任意継続被保険者である場合は任意継続資格喪失証明書	前勤務先 前勤務先 市役所 前勤務先
④	●雇用契約書(写)または雇用内容証明書(健保HPからダウンロード後、勤務先で記入) ●直近の所得証明書、または住民税決定通知書(写)	勤務先 市役所
⑤	●雇用保険受給資格証の表面・裏面(写)(受給終了の印字があるもの) ●直近の所得証明書、または住民税決定通知書(写)	ハローワーク 市役所
⑥	●その他の理由を証明する書類 ●直近の所得証明書、または住民税決定通知書(写)	市役所
⑦	●無収入申立書	健保HP
⑧	●雇用内容証明書(健保HPからダウンロード後、勤務先で記入) ●収入申立書	勤務先 健保HP
⑨	●確定申告書(写) 3年分 ●収入申立書	健保HP
⑩	●受取るすべての直近の公的年金の通知書・年金裁定通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金振込通知書(写)のいずれか(手元にない場合は、年金事務所で再発行してもらってください) ●収入申立書	健保HP
⑪	●雇用保険受給資格証の表面・裏面(写) ●収入申立書	ハローワーク 健保HP
⑫	●支給決定通知書 ●収入申立書	前勤務先 健保HP
⑬	●離職票 I・II(写)	前勤務先
⑭	●雇用保険を受給しない旨の誓約(同意)書 ●離職票 I・II(写) ※ハローワークにて「雇用保険第4条第3項不該当」の押印済みのもの	健保HP 前勤務先
⑮	●雇用保険を受給しない旨の誓約(同意)書 ●雇用保険受給延長通知書(写)	健保HP ハローワーク

健康保険の被扶養者とは、健康保険法第3条第7項各号に該当する方のことをいい、該当するかどうかの判断は、被保険者からの申請、証拠書類を健康保険組合(保険者)が審査し、決定することになっています。

皆さんからの保険料を適正に利用するための公正・公平な審査ですので、口頭申告ではなく、公的機関や会社などが発行した証明書等の提出が必要です。証拠書類が不足している、またはご提出いただけない場合は、扶養認定のための審査はできません。

また、すべてご提出いただき十分な審査を行った後、扶養認定基準外と判断されることもありますので、あらかじめご了解ください。

注 意 点

- ❖ 認定日
 - 健保への届出（被扶養者異動届および必要書類一式）が、申請事由が発生してから5日以内の場合は、申請事由が発生した日が認定日。
 - やむを得ない事情と健保が判断した場合のみ、申請事由が発生してから30日以内の届出の場合は、申請事由が発生した日が認定日。
 - 特に事情なく届出が遅れた場合および30日を超えて届出をした場合は、届出を受領した日が認定日。
 - 出生においては出生日が認定日。
- ❖ 届出が遅れた、または書類の一部の提出が遅れる場合は、「扶養事実申立」欄にその理由と遅れる書類の提出予定日を記入してください。
- ❖ 所得証明書（収入証明書）は、市区町村によって名称が異なります。昨年1年間の収入額が記載されているものをご提出ください。（非課税証明書、課税証明書、市・府・県民税所得証明書等）
- ❖ 住民税決定通知書は、所得額が記載されている頁が必要です。（税金の額は不要）
- ❖ 3,612円/日以上（60歳以上と障害年金受給者は5,000円/日以上）の雇用保険失業給付、障害年金、傷病手当金、出産手当金を受給する場合は、受給終了まで申請できません。
- ❖ 添付書類が旧姓の場合は、記載された旧姓が修正されている住民票、同処理の免許証または婚姻届受理証明書等を添付してください。
- ❖ 申請者の状況によっては、追加書類等をお願いする場合があります。
- ❖ 被扶養者として認められる方の収入額は、年収換算で130万円未満（60歳以上と障害年金受給者は180万円未満）です。また、健康保険での「年間収入」とは必ずしも1～12月に限定されたものではなく、どの12ヶ月をとっても130万円未満（180万円未満）であり、かつ被保険者の年収の1/2未満で、被保険者が経済的に主として扶養している事実が継続的にあること（＝その家族の生活費を主として負担していること）が必要です。
被扶養者の収入が基準額以下であっても、自立して生活している、あるいは他の者と生活が成り立っている場合は、扶養されていると判断されませんのでご注意ください。

被扶養者に認定された方は毎年、健康保険法施行規則第50条に基づき、認定条件が継

収入とみなすもの	収入とみなさないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 給与（通勤交通費ほか各種手当・税金含む総支給額） ● 自営業や業務受託などの事業収入の総受入額 ● 資産運用による収入（不動産・利子・配当金など） ● 年金（老齢・遺族、障害など種類を問わず、税引き前の金額） ● 失業給付・傷病手当金など休業補償金 ● 奨学金（学費免除を除く） ● 被保険者以外からの仕送りなど 	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職金や不動産売却などの一時的なもの ● 冠婚葬祭に際して贈与される金銭 ● 災害を被ったことにより受けられる補償金、見舞金、保険金など ● 原爆被害者に対する特別措置法により支給される金額 ● 死亡を事由に受けられる保険金

続しているかどうかの調査を受けることとなります。その際は、認定時と重複する書類を求められることもあります。ご協力をお願いいたします。